

相続にまつわる お金のお話



2009/05/09

リーガルワークス合同事務所

<http://www.legalworks.jp/>

目次

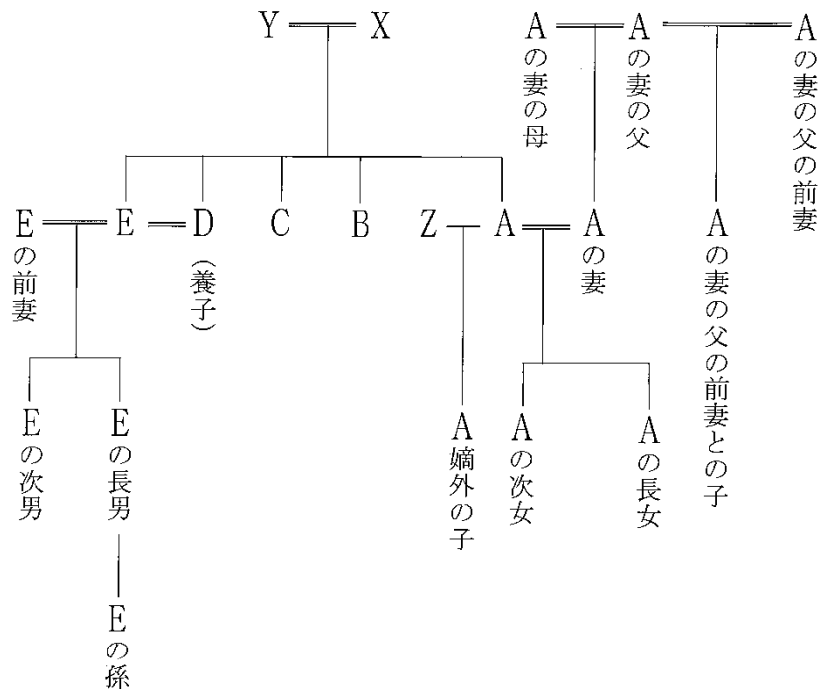
1. 相続に関する基礎知識
2. 今あるお金
3. 入ってくるお金
4. 出て行くお金
5. 予防法務とは
6. 遺産相続をめぐるトラブル
7. トラブルなく財産を承継するには
- まとめ



1. 相続に関する基礎知識

- 相続は、個人の死亡によって開始する。
- 相続
個人の財産的な権利や義務を、法律で定める相続人が包括的に承継すること
- 相続人とは

相続関係説明図



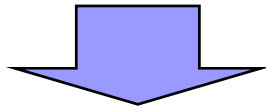
2. 今あるお金 (プラスのお金 & マイナスのお金)

- 相続の開始と同時に相続人に相続される。
 - 一部の相続人が処分(消費)することができない。
 - 現金・預貯金
 - 借金や保証債務も相続する
 - 法定相続分に応じた権利及び義務

- 預貯金は凍結される。
 - 遺言書や遺産分割協議書又は相続人全員の同意書を提出するまでは資金を移動させることができない。

- 債務などの支払の期限
 - 借入金の返済
 - クレジットカードなどの支払
 - 税金
 - 年金などの停止手続

- 当面の資金の確保
 - 通夜・葬儀の費用
 - 被扶養者の家賃や食費などの当面の生活資金
 - 諸会費などの月々の支払分の停止



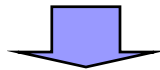
- 被相続人の財産の状況をなるべく早く調査する必要がある。
 - 特に債務には注意が必要

3. 入ってくるお金

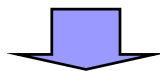
■ 遺族基礎年金

亡くなった人が
何れかに該当

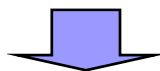
国民年金加入中
加入終了後60～64歳(日本在住)
老齢基礎年金受給権者
老齢基礎年金の受給資格期間を満たしている



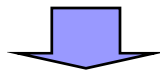
亡くなった人に、死亡月の前々月までに国民年金加入期間の1/3以上の未納が無い(平成28年3月31日までは特例あり)



亡くなった人の収入によって生計を維持していた



18歳未満の子または20歳未満の障がいを持つ子がある



妻と子の場合

- 子1人→1,020,000円
- 子2人→1,247,900円
- 子3人～→75,900円/人加算

子のみの場合

- 子1人→792,000円
- 子2人→1,020,000円
- 子3人～→75,900円/人加算

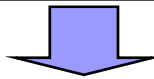
■ 寡婦年金

亡くなった夫が

- ・ 老齢基礎年金の受給資格期間を満たしている
- ・ 老齢基礎年金・障害基礎年金を受給したことが無い



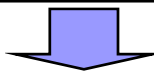
- ・ 死亡した夫により生計を維持されていた
- ・ 婚姻関係が10年以上継続していた
- ・ 65歳未満である
- ・ 老齢基礎年金の繰り上げをしていない



受給できたであろう老齢基礎年金の額の4分の3を受給

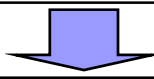
■ 死亡一時金

- ・ 保険料納付済み期間が3年以上
- ・ 死亡当時、老齢基礎年金・障害基礎年金を受給していない
- ・ 過去に障害基礎年金を受給したことが無い



死亡した者と生計を同一にしていた遺族に次の順位で支給

- ① 配偶者
- ② 子
- ③ 父母
- ④ 孫
- ⑤ 祖父母
- ⑥ 兄弟姉妹

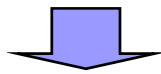


納付月数により12万円～32万円支給

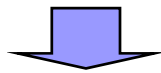
■ 遺族厚生年金

亡くなった人が
何れかに該当

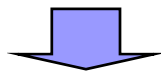
- 厚生年金加入中
- 厚生年金加入中の病気で5年以内に死亡
- 1級又は2級の障害厚生年金の受給権者
- 老齢厚生年金の受給権者
- 受給資格期間を満たしている



亡くなった人に、死亡月の前々月までに国民年金加入期間の1/3以上の未納が無い(平成28年3月31日までは特例あり)

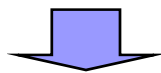


亡くなった人の収入によって生計を維持していた



遺族に次の順位で支給

- ① 配偶者(夫については55歳以上)
- ② 18歳未満の子(20歳未満の障害のある子)
- ③ 55歳以上の父母
- ④ 18歳未満の孫(20歳未満の障害のある孫)
- ⑤ 55歳以上の祖父母



老齢厚生年金の額の4分の3

健康保険の被保険者の場合

■ 埋葬料

健康保険(社会保険)の被保険者に、生計を維持されていた家族で埋葬を行ったものに対して50,000円を支給

■ 埋葬費

健康保険(社会保険)の被保険者が、亡くなった時に生計を維持していた家族がいなかった場合に、実際に埋葬を行った者に対して、埋葬料の範囲内(50,000円の範囲内)で実際に埋葬にかかった費用を支給

■ 家族埋葬料

健康保険(社会保険)の被保険者に、生計を維持されていた家族が亡くなった場合に、被保険者に50,000円を支給

国民健康保険の加入者の場合

■ 葬祭費

国民健康保険の加入者が亡くなった場合に、葬祭等を行った者(喪主等)に対して、50,000円(京都市の場合)を支給

労災認定を受けた場合

労働者が、業務災害や通勤災害で亡くなった場合で、労災の認定を受けた場合

■ 遺族(補償)年金

労災の認定を受けた場合、一定の遺族に支給される年金

一定の遺族とは

労働者が、亡くなった当時、生計を維持していた次の者

1. 配偶者(夫の場合は55歳以上)
2. 18歳未満の子(または障害等級5級以上の子)
3. 55歳以上の父母(または障害等級5級以上の父母)
4. 18歳未満の孫(または障害等級5級以上の孫)
5. 55歳以上の祖父母(または障害等級5級以上の祖父母)
6. 18歳未満または55歳以上の兄弟姉妹
(または障害等級5級以上の兄弟姉妹)

年金支給額は

遺族数1人 → 年金給付基礎日額の153日分
55歳以上の妻又は労働省令で定める障害の状態にある妻
→年金給付基礎日額の175日分
遺族数2人 →年金給付基礎日額の201日分
遺族数3人 →年金給付基礎日額の223日分
遺族数4人～→年金給付基礎日額の245日分

■ 遺族特別年金

ボーナスなどの特別給与を算定の基礎として、
遺族(補償)年金受給者に対して支給される。
支給額は遺族(補償)年金と同じ

■ 遺族特別支給金

遺族(補償)年金受給者に対して支給される一時金
支給額＝一律300万円

■ 葬祭料(葬祭給付)

実際に葬祭等を行ったものに対して次の何れか多い額が
支給される一時金

1. 315,000円＋給付基礎日額の30日分
2. 給付基礎日額の60日分

【給付基礎日額とは】

給付基礎日額は、原則として、災害を被った日又は
診断によって病気にかかったことがわかった日以前
3ヶ月間の総賃金を、その期間の総日数で除した額。

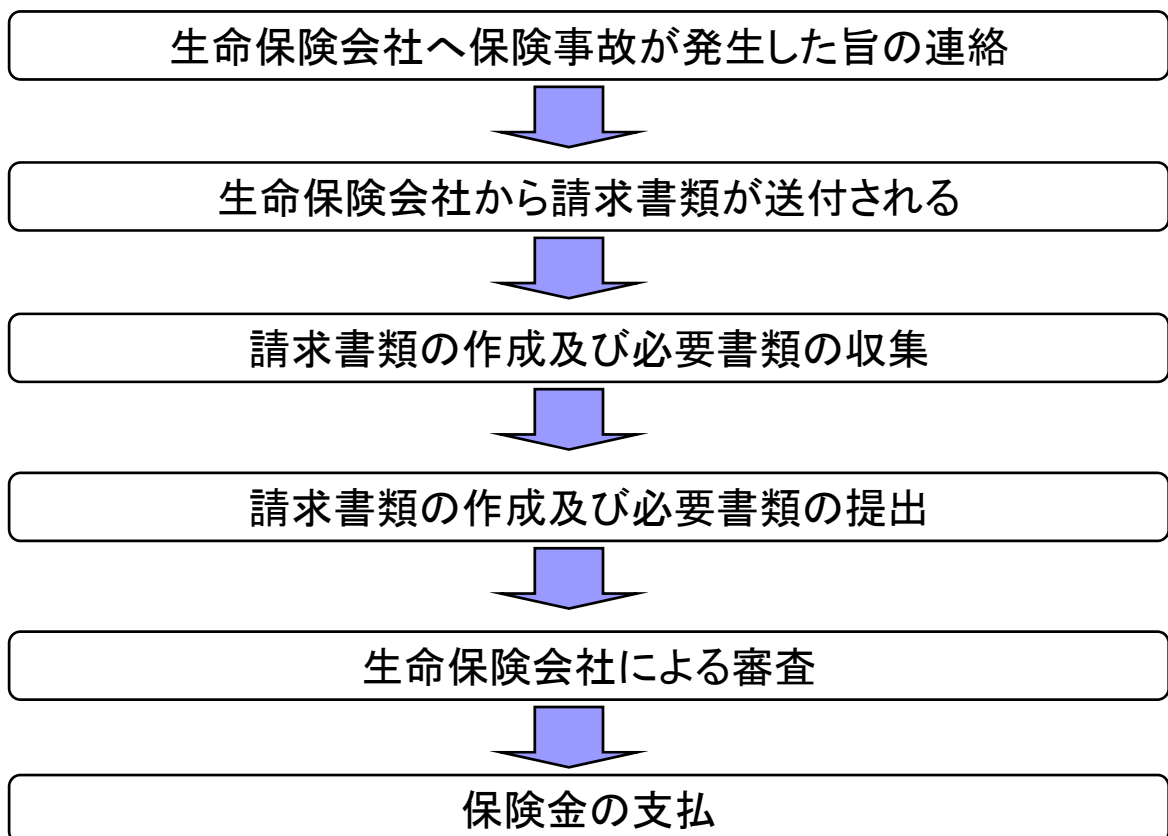
【時効】

- 遺族(補償)年金＝亡くなった翌日から5年で時効で消滅
- 葬祭料＝ 亡くなった翌日から2年で時効で消滅

■ 生命保険金

- 死亡保険金と入院などの給付金との違い
- 請求しないともらえない→請求権の消滅に注意
- 保険契約者・被保険者・保険金受取人など保険の内容を確認しておく必要がある。
- 死亡診断書が必要
→死亡原因によっては時間がかかる場合もある

保険金請求の流れ



4. 出て行くお金

- まずは通夜・葬儀の費用
 - 家族が亡くなってすぐに必要になる儀式
 - 業者の言いなりになってしまうケースも多い
- 所得税(準確定申告)
 - 相続の開始があったことを知った日の翌日から4か月以内に申告と納税をする。
 - 各相続人が連署により準確定申告書を提出する。
 - 医療費控除・社会保険料控除・生命保険料控除等は、なくなるまでに支払った金額が対象となる。
- 相続税
 - 申告期限・納付期限
 - 亡くなったことを知った日の翌日から10か月以内
 - 相続税の対象となる財産
 - 現金・預金・有価証券・不動産・骨董品・絵画・家財道具等財産的な価値のあるもの全て
 - 亡くなる前3年以内に贈与した財産
 - 相続税の対象とならない財産
 - 墓地・墓石・仏壇等祭祀承継財産
 - 相続税の対象となる財産から控除できるもの
 - 債務＝借金・未払い金等
 - 通夜、葬儀費用
 - 基礎控除
 - 5千万円＋法定相続人×1千万円
 - 相続財産から債務・葬儀等の費用を引いた金額が基礎控除の範囲内なら申告・納付の必要なし

□ 相続財産の評価

- 全ての財産を金銭的に評価



- 相続税算出の基礎となる課税価格

□ 相続税の計算

(相続財産の総額－基礎控除) × 法定相続分 × 税率 = 法定相続人の税額
法定相続人の税額の総額 × その人の取得割合 = その人の税額

相続税の速算表

課税価額	税率	控除額
1千万円以下	10%	—
1千万円超3千万円以下	15%	50万円
3千万円超5千万円以下	20%	200万円
5千万円超1億円以下	30%	700万円
1億円超3億円以下	40%	1700万円
3億円超	50%	4700万円

- 税額控除

税額から直接控除される

- 配偶者控除・未成年者控除等

- 相続に関する手続費用
 - 相続人調査にかかる費用
 - 戸籍謄本等
 - 財産調査にかかる費用
 - 登記簿謄本
 - 残高証明書
 - 取引明細書
 - その他
 - 名義変更手続費用
 - 不動産登記
 - 預貯金の解約手続
 - 株式の名義変更
 - その他
 - その他の費用
 - 弁護士費用
 - その他

- 相続対策
 - 節税対策と納税対策
 - 節税効果重視よりも争族にならない対策が必要
 - 次に納税できるための対策が必要
 - 最後に節税対策
 - 税制の改正によって効果が変わることを覚悟する
 - 未来の家族にとって有効な対策
 - 納税資金の不足により延納に苦しんでしまう
 - 生命保険による納税資金の確保
 - マンション建築による節税？

5. 予防法務とは

(Legal Risk Management)

トラブルは起こってしまったからでは遅い

- 法律的なトラブルは発生前に予防できる

- トラブルを未然に防ぐには



トラブルの想定



想定されるトラブルのものの除去

- トラブルが発生してしまうと

1. 経済的損失
弁護士費用・損害
2. 時間的損失
弁護士等の専門家との打合せ
調停・裁判
3. 精神的損失

6. 遺産相続をめぐるトラブル

相続関係のトラブル

1. 相続開始後、相続人が亡くなるケース
2. 相続開始前に、相続人の一部が亡くなっているケース
3. 相続人が相続人無く亡くなるケース
4. 離婚した配偶者との間にも子があるケース
5. 嫡外の子がいたケース
6. 養子縁組をしているケース
7. 配偶者の連れ子と養子縁組していなかったケース

相続財産のトラブル

1. 相続財産が被相続人名義になっていないケース
2. 相続財産があいまいなケース
3. 子供や孫の名義で預貯金をしているケース
4. 相続財産の中に親族の経営する会社の株式があるケース
5. 相続財産自体が争いの渦中にあるケース
6. 相続財産に多大な債務(借金)があるケース



7. トラブルなく財産を承継するには

1. 遺言


- 遺言の方式及び方法
- 遺産の確定及び明確な記述
- 遺言執行者の選任
- 遺言の検認
- 遺留分
- 受遺者の死亡

2. 生前贈与

- 贈与契約
- 贈与税と相続税
- 遺留分

3. 生命保険の活用

- 生命保険金は受取人固有の財産
- 生命保険契約に関する権利



まとめ

- あなたの遺産相続に関するトラブルはあなたは解決できません
- 相続のトラブルを予防するためには
 1. 早期発見早期解決
 2. 気軽に相談できる「かかりつけ」の財産の医者を持つ
 3. 定期的に財産の健康診断をする。
- 以上にお話した以外にもトラブルのものは日常に存在しますが、恐れる必要はありません。
- 予防法務を心がけてあなたとあなたの大切な家族をお守りください。